ISFJ2016

政策フォーラム発表論文

万引き再犯の要因と 抑止策に関する実証分析¹

大阪大学 山内直人研究会 行政②分科会

小田健太

加藤久美子

上野裕貴

笹川真理子

前嶌大輝

2016年11月

 $^{^{1}}$ 本稿は、 2016 年 12 月 10 日、 11 日に開催される、 12 1日本政策学生会議「政策フォーラム 2016 」のために作成したものである。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、2013年に政府は「世界一安全な日本創造戦略」を策定した。長年の景気低迷や震災から復興した日本が自信を取り戻すため、また、世界各国からの訪問者とともに安心してオリンピックを成功させるためにも犯罪対策は急務であるとしている。更に、開催地の決定にあたり国民の規範意識に支えられた治安の良さが大きな強みになったことも踏まえると、犯罪対策は重要な課題であるといえる。

本稿は、数ある犯罪の中でも万引きに注目する。一般刑法犯2において窃盗犯は約52%を占め、窃盗犯のうち約61%が万引きである。つまり万引きは一般刑法犯の30%以上を占めており、重点的に対策が取られるべき犯罪であるといえる。犯罪発生の要因は、「犯罪機会論」と「犯罪原因論」3に基づいて分析されている。万引きにおいては、犯罪機会論に基づく店舗対策などの効果は検証されているものの、犯罪原因論に基づく要因が万引きに与える影響は十分に検討されていない。

本稿では、一般刑法犯に占める万引きの割合が大きいこと、犯罪原因論に基づく分析が 蔑ろにされていることを問題意識とする。以下に本稿の構成を述べる。

1. では、万引きの割合の大きさや、再犯者率の高さをはじめとする万引きの深刻性を説明する。また、犯罪白書に基づき、万引きの要因について犯罪原因論を更に3類型に分け説明する。そして問題意識と実証分析の目的を設定する。

2. では、先行研究の内容と限界と説明し、本稿の位置付けを述べる。犯罪原因論に基づく定性的な研究と、犯罪機会論と部分的な犯罪原因論に基づく研究は存在する。しかし、 筆者の調査の限り、犯罪機会論と犯罪原因論の3類型に基づく実証研究は存在しない。そのすべてを考慮し、分析の変数として使用した点に本稿の独自性がある。

3. では、都道府県別パネルデータにおいて固定効果モデルを用いて実証分析を行い、犯 罪機会論と犯罪原因論に基づくそれぞれの要因が万引きに与える影響を明らかにする。

4. では政策を提言する。完全失業率が万引きに正の影響を与えることが明らかになったこと、失業者は有職者と比べて再犯率が高いこと、政府が再犯防止の対策として刑務所出

² 一般刑法犯:刑法犯から自動車運転過失致死傷罪、交通事故に係る業務上過失致死傷罪・重過失致死傷罪などを除いたもの

³ 犯罪原因論:犯罪者の個人属性に原因を求める。 犯罪機会論:犯罪が発生した場所、環境に原因を求める。

所者の就労の確保を推進する方針をたてていることから、保護観察対象者の就労支援制度 に対して、二つの政策提言を行う。

政策提言 1. 保護観察者初回雇用奨励金の新設

政策提言 2. 保護観察者職場定着支援奨励金への変更

政策提言1は、保護観察対象者を雇用する協力雇用主の数を増加させ、保護観察終了時の無職者を減少させることを目的としている。協力雇用主が保護観察対象者を雇用するにあたって必要なこととして、金銭的な補助を挙げている。そこで、障害者雇用の制度を参考にして、初めて保護観察対象者を雇用する企業に120万円を支給する制度を新設することを提言する。

政策提言 2 は、協力雇用主に雇用された保護観察対象者が、より就労を継続ができるようにすることで、失業者を減少させることを目的としている。保護観察対象者の 6 割は 1 年以内に退職しており、その後再び罪を犯す者もいる。そこで、就職後も長期的な支援が必要であると考え、協力雇用主に対しても長期的な支援金の支給を行うよう提言する。具体的には、現在の、1 年間で保護観察対象者一人当たり最大 72 万円支給している制度を、2 年間で保護観察対象者一人当たり最大 72 万円支給するように変更することを提言する。現行の 2 倍の期間支援することで、保護観察者は長期にわたってサポートを受けること可能となる。さらに職場定着には時間を要するといったイメージを企業側に与えることもできるので、企業の保護観察対象者に対する職場定着への理解や意識が高まると考える。これらより、保護観察対象者の早期の退職を防ぐことができると期待する。

以上の提言により、万引きを含む再犯が抑制され、その結果、犯罪全体の数も減少し「世界一安全な国、日本」の実現に貢献することができる。更に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会だけでなく、その先の未来においても、日本の治安に対する国内外からの信頼を得ることができると期待する。

目次

要	約	2
目	次	4
1.	現状分析・問題意識	7
	1−1. 犯罪の現状7	
	1−2. 万引きの現状9	
	(1) 万引きに注目する意義9	
	(2) 万引きの要因15	
	1-3. 問題意識17	
2.	先行研究・本稿の位置づけ	18
	2−1. 先行研究18	
	(1) 犯罪の要因に関する議論18	
	(2) 窃盗・万引き発生の決定要因18	
	2−2. 本稿の位置づけ19	
3.	理論・分析	20
	3-1. 犯罪理論20	
	3-2. 変数選択21	
	(1) 被説明変数21	
	(2) 説明変数21	

	3-3. パネルデータを用いた実証分析22	
	(1) モデルの選択22	
	(2) 分析モデル23	
	3-4. 推計結果25	
	3-5. 推計結果の考察25	
4.	政策提言	27
	4−1. 現行の政策28	
	4−2. 就労支援策とその課題32	
	4-3. 保護観察対象者初回雇用奨励金の新設34	
	4-4. 保護観察者就労継続支援金	
	4-5. 政策の効果と実現可能性39	
お	わりに	41
_		41
参	考文献	42

はじめに

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、2013年に政府は「世界一安全な日本」創造戦略を策定した。長年の景気低迷や震災から復興した日本が自信を取り戻すため、また、世界各国からの訪問者とともに安心してオリンピックを成功させるためにも犯罪対策は急務であるとしている。更に、開催地の決定にあたり国民の規範意識に支えられた治安の良さが大きな強みになったことも踏まえると、犯罪対策は重要な課題であるといえる。

さらに、2015年には「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」が発表された。「世界一安全な国、日本」を実現するためには、刑務所出所者等の再犯防止対策が重要な課題であるとし、犯罪や非行をした者を再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる土壌づくりを図っている。2020年までの数値目標として、出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の数を2015年比3倍にすること、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を2014年比3割減以上にすることを掲げている。しかし、こうした戦略や目標とは裏腹に、出所者を雇用する企業数は近年わずかに増加している4のみであり、本年度から4年間で約1500社まで急増させることは困難を極めるといえる。

その出所者を雇用する企業が増加しない原因の一つに、犯罪者を雇用するにあたって行わなければならない教育や訓練にかかる費用などが挙げられる。2015年に、政府は就労支援政策を拡充し犯罪者を雇用する企業への支援金を増額した。

本稿では実証分析を行い、再犯性の高い万引きの発生要因を明らかにし、現行の就労支援 策の課題を指摘する。その後、より効果的な就労支援政策を提言し、「世界一安全な国、日 本」の実現を目指す。

^{4 2015} 年 4 月時点で 472 社である。政府は 2020 年までの目標を約 1500 社としている。

1. 現状分析·問題意識

1-1. 犯罪の現状

一般刑法犯認知件数5をみると、平成 14 年に 285 万 4061 件という戦後最高値を記録し、その後は減少傾向にある(図 1)。一般刑法犯検挙件数をみると、近年では、平成 13 年に底を打ちその後増加したものの、平成 17 年以降減少を続けている(図 1)。認知件数における検挙件数の割合である検挙率は、平成 13 年に近年最低の 19.8%となっている。一般刑法犯検挙人員をみると、平成 17 年まで増加傾向であり、その後少しずつではあるが、減少に転じている(図 1)。ただ、すべての項目において減少傾向にあるとはいえ、さらなる改善や生活の安全の維持のためにも犯罪対策は講じられるべきであろう。

さらに、平成 25 年版犯罪白書によると、平成 24 年度の財産犯による被害総額は約 1956.5 億円である6。同年度の都道府県警察の合計予算は、3 兆 2590 億円であり、年間の刑事司法コストは約 1600 億円にものぼる。

犯罪のデメリットはこのような金銭的コストだけでなく、治安の悪化という質的な面も考えられる。犯罪が起きることで一度その地域の治安が悪くなると、地域全体として防犯意識が低いという認識が広まり、さらに犯罪がおきやすくなり、ますます治安の悪化が進行する。実際、内閣府「治安に関する特別世論調査」(2012)によると、調査対象者の8割が、治安が「悪くなった」と答えている(図 2)。

以上から、金銭的なコストを減らすためにも、人々が安心、安全な生活を営むことができるようにするためにも、犯罪対策を講じることは重要であると考える。

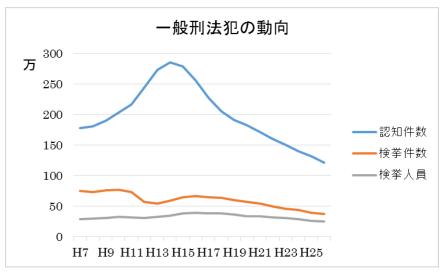
⁵ 認知件数:警察が発生を認知した事件の数

検挙件数:刑法犯において警察で検挙した事件の数。特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

検挙人員:警察が検挙した事件の被疑者の数。解決事件に係る者を含まない。

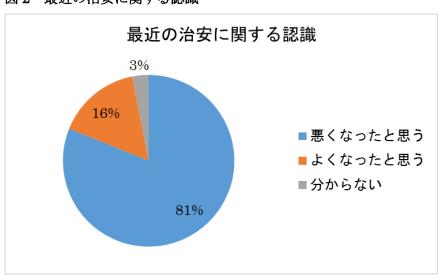
⁶ 財産犯には認知されないもの、いわゆる暗数が多く存在するのでこの値は被害の最少額であると推察される。

図1 一般刑法犯の動向



(警察庁「平成 26 年の犯罪」より作成。)

図2 最近の治安に関する認識



(内閣府「治安に関する特別世論調査」(2012)より作成。)

1-2. 万引きの現状

(1) 万引きに注目する意義

検挙人員の包括罪種別割合(2015)をみると、窃盗犯 52%、粗暴犯 21%、その他 18%、知能犯 5%、風俗犯 2%、凶悪犯 2%であり、窃盗犯が半数以上を占めている(図 3)。また、認知件数、検挙件数についても同様に、窃盗犯の件数は他の罪種と比べて非常に多い(図 4)。窃盗犯が非常に多いという点から、本稿では窃盗犯に注目する。

窃盗犯のなかにも様々な様態、手口が存在する。まず様態別に、侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗の3つに大別される。様態別の認知件数、検挙件数、検挙人員をみると、非侵入盗が最も多い。非侵入盗の手口には、職権盗、ひったくり、すり、万引きなどがあるが、非侵入盗検挙人員のうち、万引きは約67%を占めている(図5)。続いて、大きな割合を占める置引きの検挙人員が約5%であることからも、万引きの検挙人員の多さが理解できる。次に、万引きの検挙人員の割合の大きさに加え、万引きに注目すべき特徴的な要因を4つ述べる。

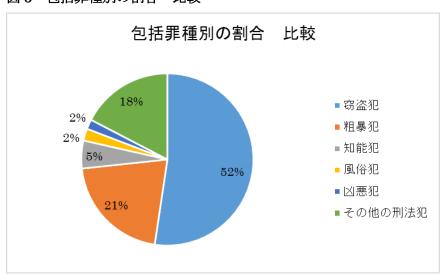
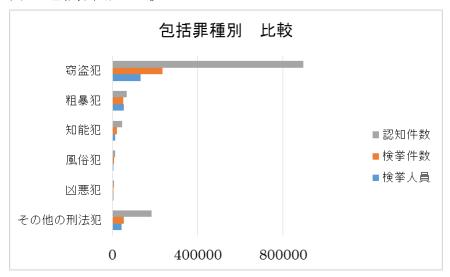


図3 包括罪種別の割合 比較

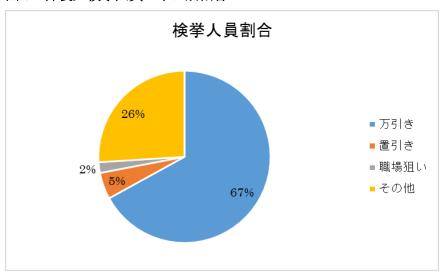
(警察庁「平成 26 年の犯罪」より作成。)

図 4 包括罪種別 比較



(警察庁「平成 26 年の犯罪」より作成。)

図 5 非侵入検挙人員 手口別割合



(警察庁「平成 26 年の犯罪」より作成。)

万引きの再犯者率で

万引きを含む犯罪全般の再犯を、政府は問題視しており、「世界一安全な国創造戦略」においては「犯罪の繰り返しを止める再犯防止対策の推進」が重点項目として設定されている。実際、検挙人数においては約3割の再犯者が、件数でみると6割の犯罪を実行しており、さらに、刑務所の入所者における再犯者の割合は上昇しており、平成24年度では全体の6割を占めていることからも、再犯の深刻性が説明できるだろう。

続いて、万引きの再犯について考察する。万引きの再犯者率は高く、覚せい剤取締法違反の 29.1%と肩を並べるほどの、27.1%である(図 6)。また、前科のない万引き事犯者の、窃盗前歴の有無・回数別再犯率をみてみると、窃盗前歴が多くなるほど、窃盗再犯率も高くなっている。窃盗犯の多くを万引きが占めていることをふまえると、万引きにおいて逮捕される回数が増えると、犯行を思いとどまるのではなく、むしろ再犯をする、と解釈できる。さらに、静岡県による「万引き被疑者へのアンケート集計結果」(2014)によると、過去に万引きをして見つからなかった者のうち、半数以上が「また(万引きを)しようと思った」と答えている。つまり万引きは、常習性や再犯性が非常に高い犯罪であるといえる。

再犯の動機についてみてみると、男性については「生活困窮」である者の再犯率が 40% であり、「生活困窮」でない者の再犯率(20%)を大きく上回る。再犯の動機としての「空腹」についても、そうである者の再犯率が 37.7%であり、そうでない者の 20%を大きく上回り、「生活困窮」の場合と同様の結果が得られた。女性については、これらの街頭絵の有無と再犯率に明確な関係は認められなかった。

さらに、犯行時の「居住状況」「婚姻状況」「就労状況」「経済状況」をみる。

「居住状況」については、犯行時、自宅に住んでいたものの再犯率は(25%)は、自宅以外(42%)や住居不定の者(32%)よりも低い。

「婚姻状況」については、女性の場合は「配偶者と死別・離別」した者(40%)が、「婚姻歴なし」(19%)や「婚姻継続中」(24%)と比較して、再犯率が高くなっている。男性については、婚姻状況と再犯率との間に関連性は見られなかった。

「就労状況」については、男性の再犯率は、安定就労の者(15.1%)の方が無職者(31.2%)よりも低い傾向にある。一方、女性は、就労状況の違いと再犯率との間に明確な関連は見

⁷ 再犯者率:調査年度における検挙人員に占める再犯者の割合。データの制約上、こちらを参照する。 再犯率:調査対象者の犯罪が再犯か否かを集計した割合。

られなかった。また、刑務所を出所した後の保護観察中の失業者についてみてみると、有職者と比較して、4倍の割合で再犯を実行している。

最後に、「経済状況」については、男性の場合は収入が安定していない者ほど再犯率が 高くなるが、女性の場合は逆の結果が見られた。

これらのことから、万引きは再犯性が高く、居住場所や配偶者の有無、職の有無によって再犯率が異なるといえるだろう、

再犯者率 万引き 覚せい剤取締法 傷害・暴行 風営法 詐欺 ■再犯者率 強制わいせつ 放火 強姦 強盗 殺人 📘 0% 10% 20% 30% 40%

図 6 再犯者率の比較

(警察庁「平成 26 年の犯罪」より作成。)

万引きによる被害額

全国万引犯罪防止機構による「第 11 回 全国小売業万引被害実態調査」では、平成 27 年度の有効回答 305 社の万引きによる被害総額は 2 億 56 万 7823 円であり、1 社平均 65 万 7599 円であることが示されている。さらに全国規模で推計すると、年間 4500 億円以上にのぼると述べられている。万引きによる被害額は大きいため、対策を講じていく必要があるといえる。

暗数の多さ

万引き犯の認知件数は 121,143 件、検挙件数は 86,784 件であり、検挙率は約 71.6%である。 窃盗犯の検挙率約 26.2%と比較すると高い数値であるため、一見すると多くの万引き犯が認知され、さらに検挙されているように思われる。 しかし実際には、統計上に現れ

ない、暗数が存在する。全国万引犯罪防止機構による、第 11 回全国小売業万引被害実態 調査報告書(2016)によると、有効回答数 573 社のうち、万引き犯を確保した際に「全件警察に届出する」と回答した企業は 55.3%であり、38.9%は「ケースバイケース」、0.7%は「届出しない」と回答している(表 1)。また、店舗は万引き犯の年齢によって対応を変えることがある。同機構による万引被害実態調査アンケート結果(2003)によると、社会人が万引き犯の場合、約 48%の店舗が「警察に通報しない」と回答している(図 7)。

店舗が警察に通報しない理由として、全国万引犯罪防止機構による「第 11 回全国小売業万引被害実態調査報告書」(2016)では、店舗責任者個人の判断や、通報の煩雑さが挙げられている。

暗数の多さが深刻な問題であることは、(1)で述べた再犯者率の高さとあわせて考えると 分かりやすい。万引きは再犯者率が高いため、通報をせず、その常習性を排除しないで放 置をすると、更なる万引きに繋がりかねないといえるだろう。

表1 万引き犯を確保した場合の対応

万引きへの対応(%)						
	回答企業数	全件警察届出	ケースバイケース	届出しない	無回答	
全体	573	55.3	38.9	0.7	5.1	
スーパー	161	66.5	32.9	0	0.6	
書籍・文具	102	55.9	39.2	0	4.9	
楽器・CD・レンタル	73	45.2	41.1	1.4	12.3	
百貨店	49	51	44.9	2	2	
ドラッグストア	34	70.6	23.5	0	5.9	
その他専門店	31	32.3	54.8	0	12.9	
ホームセンター・カー用品	30	63.3	33.3	0	3.3	
婦人服・子供服	21	28.6	61.9	4.8	4.8	
玩具・ホビー用品	12	58.3	33.3	0	8.3	
服飾・服飾雑貨	10	20	70	10	0	

(全国万引犯罪防止機構「第11回全国小売業万引被害実態調査報告書」(2016)より作成。)

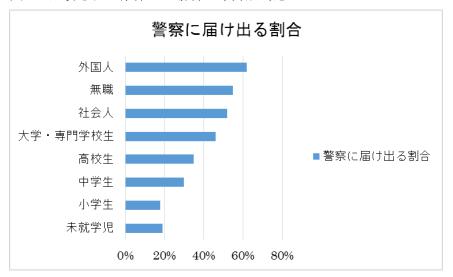


図7 万引き犯を確保した場合の年齢別対応

(全国万引犯罪防止機構「万引被害実態調査アンケート結果」(2003)より作成。)

規範意識の低さ

静岡県による万引き被疑者へのアンケート集計結果(2014)によると、万引き被疑者の33%が「万引きは窃盗罪で、罰金や懲役刑があることを知らなかった」と答えている。また、万引き行為に対する規範意識の項目では、約半数が「万引きを悪いことだとは思っていなかった」「捕まるとは思っていなかった」「捕まっても弁償すればすむと思っていた」と答えており、刑罰の存在や検挙については重く捉えていないという点で、万引き犯の規範意識の低さがうかがえる(図 8)

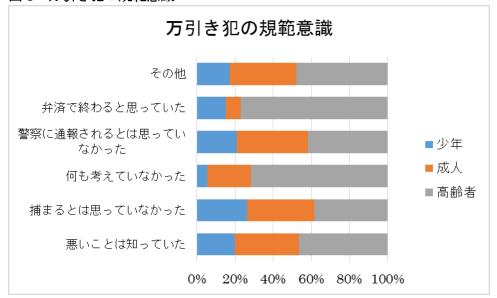


図8 万引き犯の規範意識

(静岡県警「万引き被疑者へのアンケート集計結果」(2014)より作成。)

(2) 万引きの要因

平成 26 年版犯罪白書では、万引き犯の特性を、「生活困窮型」、「社会的孤立型」、「女性高齢者」、「精神疾患型」、「若年者」の 5 類型に分けている。

生活困窮型

生活困窮型とは、就業や所得の状況が悪くそれを原因にして万引きを犯すパターンである。

男性によく当てはまり、男性万引き事犯者の約6割が無職で、安定収入のない者や資産のない者、借金・債務のある者のそれぞれの割合が女性よりも高い。また男性の場合、生活困窮や空腹を動機とする事犯者の窃盗再犯率が、それらを動機としない者よりも高いことが分かっている。

また、坂井(2012)によると、高齢万引き被疑者における無職の割合は 71.1%、無収入者 は 63.7%であり、成人ではそれぞれ 52.9%、52.9%である。また、経済状態について「困 窮」「やや困窮」と答えた高齢者は 49.0%であり、成人は 57.4%である。さらに、高齢者 の 18.6%、成人の 20.8%は犯行時に金銭を所持していなかった。

社会的孤立型

身寄りがないことが原因で孤独感を抱き、ストローク飢餓8に陥る者もいる。この状態が酷くなると、マイナスのストローク(怒られることや刑罰など)であっても得ようとし、万引きを犯すものも存在するということである。

平成 26 年版犯罪白書によると、離別・死別を含めた非婚者が調査対象の被疑者の大半を占め、男性の 4 割以上が単身居住者であると示されている。また男性の単身居住者のうち、交流のある近親者もいない者は、同居人のいる者や交流のある近親者のいる単身居住者と比較して、窃盗再犯率が高いことも示されている。女性の調査対象被疑者の場合、「近親者の病気・死別」や「家族と疎遠・身寄りなし」という状況下にある者が多い。

精神疾患型

和田(2005)によると、摂食障害患者において、多衝動性過食症と呼ばれる一群が存在 し、その衝動行為の例として、自傷行為や性的逸脱そして万引きなどが挙げられている。 男性は女性に比べて、アルコール依存症の既往歴のある者の割合が高い。一方で女性は 男性に比べて、気分障害や摂食障害の既往歴のある者の割合が高い。

また、窃盗に直接結びつく精神疾患である、クレプトマニア(窃盗癖)も存在する。この疾患の特徴は文字通り衝動的な窃盗を繰り返すことであり、窃盗の行為自体が目的であるため、生活上困窮していない者が犯す場合もある。窃盗で得られる快感は一時的で、盗みが終わった直後から強い後悔が続くが、また買い物に行くと窃盗衝動が出て盗みを働いてしまうため、クレプトマニアによる再犯も問題となっている。

女性高齢者

高齢化に伴い、高齢者による万引きが増加している。中でも、女性の万引き検挙人員に 占める高齢者の割合は、平成6年度から平成26年度までの20年間で約4倍に上昇してい る。

女性高齢者が万引きを犯すに至った背景事情では、「近親者の病気・死去」や「家族と 疎遠・身寄りなし」の比率が高い。また、「近親者の病気・死去」を背景事情に持つ者 は、持たない者に比べて窃盗再犯率が高い。

⁸ ストロークとは「相手を認める働きかけ」という意味の心理学上の用語である。これを受けることが不足すると、ストローク飢餓、ストロークゼロ(全く無い状態)と呼ばれる。

以上から、女性高齢者型は社会的孤立型と重なる部分が大きいと考えられ、社会的孤立 解消のための政策を行うことで、この2つの型にアプローチできると考える。

若年者

男性の万引き事犯者は女性の万引き事犯者と比べて若年者の割合が高い。その動機として高いのは「換金目的」であり、背景事情では「無為徒食・なまけ癖」にくわえ、「不良交友」の割合が高いのが特徴である。これらの背景事情を持つ者の再犯率は、そうでない者に比べ高くなっている。

法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 報告資料」(2016)では、「再犯の可能性を考えると、未来の社会の治安のために教育・訓練していくことが必要である」こと、「若年成人についても少年院並みの教育を与える必要」であることが述べられている。

1-3. 問題意識

一般刑法犯に占める万引きの割合が大きいこと、犯罪原因論に基づく分析が蔑ろにされていることを問題意識とする。

そして実証分析のリサーチクエスチョンを「窃盗(万引き)の再犯の要因は何か」と設定する。

2. 先行研究・本稿の位置づけ

2-1. 先行研究

(1) 犯罪の要因に関する議論

小宮(2005)によると、犯罪研究の基本的な考えにおける大きな変化は「犯罪原因論」から「犯罪機会論」への移行であるとされる。

1980年代以前の犯罪研究においては、犯罪者が犯行に及んだ原因、例えば生活困窮や社会的孤立、精神疾患などの個人属性を究明し、個人に対する策を講じることで、犯罪を予防しようとする「犯罪原因論」が基本的な考え方であった。つまり、犯罪者と非犯罪者の明確な区別を前提としていた。対策の例として、生活保護や社会的孤立対策などが挙げられる。しかしこの「犯罪原因論」に基づく対策は犯罪に対して間接的であり、即時的な効果が期待されないことから、重要視されなくなった。

1980年代以降、犯罪者と非犯罪者の区別を明確にはせず、誰しも罪を犯す可能性を持つという前提をおき、犯罪の発生場所や発生条件を分析して、犯罪の機会を減らすことで犯罪を防止しようとする「犯罪機会論」に移行した。「犯罪機会論」に基づく対策は犯罪に対して直接的なので策を講じやすく、即時に効果が現れる。

こうした背景から、現在も犯罪に関する研究は「犯罪機会論」をもとに行われている。しかし本来は、「犯罪原因論」と「犯罪機会論」は車の両輪のような関係であり、両者の対策を同時並行で行う必要がある。その点、近年は「犯罪原因論」が軽視されてきていると考える。津島(2010)は、貧困が様々な社会的・文化的要因を介して犯罪行動の発生に影響を与えていると主張している。また、片平(2010)では、安全な地域社会の実現のためには、治安の取り締まり策の強化よりも、社会保障の充実という「犯罪原因論」に沿った対策が重要だという仮説をたてており、犯罪増減の要因として、社会保障の充実度が関係していると示唆している。さらに、榎・細井・小泉・片平(2011)では、社会保障の充実度と犯罪の発生率が関連していることが定量的に示されている。尾田(2014)では、高齢者による万引きの背景に社会的孤立があることが示されている。

「犯罪原因論」に基づく対策は間接的ではあるものの、犯罪防止策である。本稿では、 この2つの理論が両者とも重要であるという考えに基づき、論を進める。

(2) 窃盗・万引き発生の決定要因

前項では犯罪の要因についての議論を紹介したが、犯罪の大部分を占める窃盗・万引き発生率の要因を分析した研究は少ない。また、「犯罪機会論」と「犯罪原因論の生活困窮型」、「犯罪原因論の社会的孤立型」、「犯罪原因論の精神疾患型」のすべてを考慮した研究は存在しない。本項では、万引きの背景に社会的孤立があることを示した尾田(2014)と、「犯罪原因論の生活困窮型」を考慮した津島(1996)、「犯罪機会論」と「犯罪原因論の生活困窮型」を考慮した大竹・小原(2010)の三つの研究を紹介する。

尾田(2014)は万引きに関する調査研究報告書などを引用し考察を加えている。個人要因(社会的孤立)に注目した研究であり、万引きの心理的背景を少年、成人、高齢者で比較すると、成人、特に高齢者では「孤独」や「生き甲斐がない」という回答が多いことを指摘している。この現状から、成人や高齢者の万引きに対しては、社会的孤立や生きがいに焦点を当

てた政策も採用すべきという結論を述べ、政策の方向性の示唆としている。万引きの心理的 背景、つまり個人要因に注目した貴重な研究ではあるものの、実証的な分析は行われていない。

津島(1996)は都道府県別パネルデータを用いて、殺人、強盗、窃盗の犯罪発生率の要因を 分析している。説明変数には、失業率、貧困率、所得格差、都市化度合などを採用している。 分析結果から、他の犯罪と比較して窃盗発生率に対しては、所得格差が大きな影響を与える ことを示している。

大竹・小原(2010)は失業率と犯罪発生率の関係をみる中で、都道府県別パネルデータを用いて犯罪発生率の要因を分析している。対象としているのは包括罪種別の発生率である。変量効果モデルにおいて、本稿が注目する窃盗犯には失業率よりも貧困率(脚注:所得階層の全国のメディアンの半分を所得水準とし、その水準以下の世帯割合を求める。) の方が重要な要因になり得ることが示されている。警察官人口比という環境要因と、貧困率や失業率という個人要因の2つに注目した研究であるといえる。

これらの分析において、説明変数として共通に使用されている、失業率と貧困率について明らかにされたことは、窃盗発生率と正の関係にあるということである。しかし、これらの先行研究は、「犯罪機会論」と「犯罪原因論の生活困窮型」、「犯罪原因論の社会的孤立型」、「犯罪原因論の精神疾患型」のすべてを考慮していない点に限界がある。また、分析結果を踏まえて窃盗防止のため具体的な政策について触れられていない。

2-2. 本稿の位置づけ

分析に使用する代表的な変数については、大竹・小原(2010)をはじめとする先行研究と同様のものを採用する。その上で、本稿の独自性を加えて、窃盗・万引きをはじめとする犯罪の抑止をより実現し得る政策を提言する。

尾田(2014)は定性的な分析にとどまっていること、斉藤(2002)は個人要因のみを考慮していること、大竹、小原(2010)は個人要因と環境要因を考慮しているが、個人要因に関しては、「完全失業率」「貧困率」という「生活困窮」のみを考慮しているという点に、論文の限界がみられる。

本稿の独自性とは、説明変数に独自の変数を加えている点である。「犯罪機会論」と「犯罪原因論の生活困窮型」、「犯罪原因論の社会的孤立型」、「犯罪原因論の精神疾患型」のすべてを考慮しており、それに対応する変数を採用した。次節で詳しく説明するが、完全失業率、単身世帯率、精神科外来患者人口比である。先行研究でも使用されていた変数についても、データを新しくすることで、現在の状況をより正確に捉えることができている。

3. 理論·分析

3-1. 犯罪理論

Becker(1960)は、経済学において中心的な役割をしている経済合理性を犯罪行為にも応用した研究として有名である。つまり、犯罪を実行するか否かは合理的な選択行動のひとつであり、犯罪から得られる利益がその機会費用(刑罰や罰金)を上回る限り犯罪は実行されることになる。この場合、刑罰や罰金は犯罪行為に対する対価であり、この対価を支払う能力(所得)が高い者は利益や効用が対価を上回る限り、犯罪を実行する。犯罪も市場取引の対象となるのである。

家庭でのしつけや社会の啓蒙など、他の変数を一定とするとき、ある個人が有罪判決を受ける確率、あるいは有罪判決を受ければ刑罰を課せられる確率が高くなるほど、犯罪を実行しなくなる。

選択理論より、犯罪から得る期待効用が合法的な活動から得る効用を上回るならば、個人は犯罪を実行する、と仮定する。したがって、犯罪を実行する者たちはその動機の違いからではなく、利益と費用に差があるから犯罪者となるのである。すると、ある個人が犯す犯罪数と有罪判決を受ける確率、有罪判決を受ければ課せられる刑罰とその他の変数を結びつける関数関係を設定できる。これは、

$$O_j = O_j(p_j, f_j, u_j)$$

と表せる。ここで、 O_i は期間中に個人が犯す犯罪件数、 p_i は犯罪 1 件当たりでみた個人が受ける有罪判決の確率、 f_i は犯罪 1 件当たりでみた個人が受ける罰金、 u_i はこれら以外の O_i に影響を与える要因である。

有罪判決を受けた犯人のみが罰せられるので、犯人は価格差別と不確実性に直面する。 もし有罪判決を受ければ、犯罪あたり f_iを支払うが、そうでなければ支払わない。p_iまた は f_iのいずれかが高くなれば、犯罪から得る期待効用は減少する。したがって、より高い 罰金を支払う確率か、罰金それ自体のいずれかを高くすることによって犯罪数を減らすこ とができる。

3-2. 変数選択

(1) 被説明変数

総人口に占める窃盗検挙人員の比率を用いる。窃盗検挙人員は警察庁「犯罪統計」から、総人口は国勢調査からデータを得た。総人口で除すことで、都道府県間の人口の差異が検挙人員に与える影響を排除している。また、窃盗の検挙人員の約7割を万引きの検挙人員が占めていることから、データ取得の都合上、万引き発生率の代替変数として使用している。また、再犯者の検挙人員に関するデータが存在しなかったため、再犯者率が48%ことから初犯・再犯を合わせた窃盗発生率を用いた。

(2) 説明変数

人口集中度 (仮説:係数は正になる。)

人口集中地区に居住する人口の割合であり、都道府県の都市化の度合いを示す。都市部と地方部では犯罪の傾向が異なるため、説明変数に採用した。国勢調査からデータを得た。

高校進学率 (仮説:係数は正になる。)

中学校卒業者の内で進学した者の割合である。人口集中度と同様に、県別の異質性が結果の影響を与えることを考慮し、若年の犯罪環境(教育環境)を整える変数として使用した。学校基本調査からデータを得た。

警察官人口比 (仮説:係数の負にも正にもなりうる。)

総人口に占める警察官の比率である。警察官数は総務省の地方公共団体定員管理調査から、総人口は国勢調査からデータを得た。犯罪機会論に基づき、監視性という意味でこの変数を採用した。そのため、係数は負になると考える。しかし、実際の窃盗対策では、各店舗などが行うものが監視の力を持つ場合が多いと考えられる。というのも、窃盗の大半は万引きであり、警察官数が万引きを抑止するとは考えにくいためである。また、警察官人口比が大きくなることで、警察が検挙する能力が高まり、むしろ係数が正になる可能性も考えられる。

完全失業率 (仮説:係数は正になる。)

犯罪原因論の生活困窮型にあたる変数である。データは、労働力調査から得た。 Becker(1968)では、潜在的な犯罪者が犯罪をおかすかどうかは、それにかかる費用と便益を 比較検討して決定すると示している。その間接的な費用として、職を失うという機会費用が ある。失業率が高くなると、失業者は合法的な活動による所得が低下するため、犯罪をおか しやすくなる。よって、係数は正であると考える。

単身世帯率 (仮説:係数は正になる。)

犯罪原因論の社会的孤立型にあたる変数とした。諸井(1992)では、成人が孤独感をもつ主な要因に、家族関係の社会的孤立状況(つまり単身生活など)を挙げているからである。

総世帯数に占める単身世帯数の割合である。総世帯数、単身世帯数ともに国勢調査からデータを得た。平成26年版犯罪白書においても、社会的孤立が要因として述べられているため、係数は正であると考える。

精神科外来患者人口比 (仮説:係数は正になる。)

犯罪原因論の精神疾患型にあたる変数であり、総人口に占める一日当たり精神科外来患者数の割合である。総人口は国勢調査から、患者数は病院報告からデータを得た。平成 26 年版犯罪白書においても、精神疾患が要因として述べられているため、係数は正であると予想する。

法改正ダミー (仮説:係数は負になる。)

2006年の刑法改正で、窃盗犯に対して罰金刑が新設された。その目的は窃盗にもさまざま種類があるので、より段階的な刑罰を与えられるようにすることである。この法改正は犯罪を抑止する効果を持つと考えられている。本分析では、2005年から2010年における変化について1となるダミー変数を採用した。

3-3. パネルデータを用いた実証分析

(1) モデルの選択

パネルデータを用いた最小二乗法分析を行う。データは都道府県別の 1980 年~2010 年までの 5 年おき 7 期間のデータにおいて、1 時点前との階差をとり、6 期間のパネルデータとする。

本稿では、適切なモデルを採択するために次の検定を行った。まず、プーリング回帰モデルと固定効果モデルとの間のモデル選択のために、F検定を行った。F検定の結果、「各個体の個別効果が全て等しい」という帰無仮説が1%の有意水準で棄却され、固定効果モデルが採択された。次に、固定効果モデルと変量効果モデルとの間のモデル選択のために、Hausman検定を行った。Hausman検定では、「個別効果が説明変数と無相関である」という帰無仮説と、「個別効果が説明変数と相関を持つ」という対立仮説とを立て、カイ二乗検定を行う。その結果、1%の有意水準で帰無仮説が棄却され、固定効果モデルを採択した。以上の検定結果より、本稿では固定効果モデルを採択し、分析を行う。なお、統計ソフトは Stata11 を使用した。

(2) 分析モデル

分析のモデルは以下の通りである。

$$Y_{it} = \beta_0 + \sum_{k=1}^{7} (\beta_k \cdot X_{kit}) + \varepsilon_{it}$$

i:都道府県(1,2,...,47)

t=1:1985年と1980年の階差、t=2:1990年と1985年の階差、t=3:1995年と1990年の階差、t=4:2000年と1995年の階差、t=5:2005年と2000年の階差、t=6:2010年と2005年の階差

 $Y_{it}: \Delta$ 窃盗発生率9

 β_0 : 切片

β1~7:各説明変数の推計値

 X_1 :人口集中度

 $X_2: \Delta$ 高校進学率

 $X_3: \Delta$ 警察官人口比

 $X_4: \Delta$ 完全失業率

 $X_5: \Delta$ 単身世帯率

 $X_6: \Delta$ 精神科外来患者人口比

 $X_7:2005$ 年法改正ダミー

 $arepsilon_{it}$:誤差

^{9 △:} 階差をとっていることを示す。

以下に記述統計量を示す。(表 2)

表 2 記述統計量

変数	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
△窃盗発生率	282	-0.0513	0.3931	-2.3474	0.8673
人口集中度	329	49.0438	18.6161	23.4	98.2
Δ高校進学率	282	0.1521	0.8926	-2.2	3.1
△警察官人口比	282	0.0158	0.0662	-0.16	0.2
Δ完全失業率	282	0.3216	0.9138	-2.6	3
Δ単身世帯率	282	1.2378	2.707	-5.6	8.62
△精神科外来患者人口比	282	0.6536	7.894	-32.3	22.3
(参照)					
窃盗発生率	329	1.5301	0.4315	0.7398	4.2406
人口集中度	329	49.0438	18.6161	23.4	98.2
高校進学率	329	95.7547	1.6903	90.4	98.8
警察官人口比	329	1.6713	0.3556	1.19	3.52
完全失業率	329	4.2477	1.8076	1.2	11.9
単身世帯率	329	22.1171	6.3961	8.28	45.79
精神科外来患者人口比	329	35.4006	18.4947	4.9	105.5

注1. 各変数の定義は本文参照。

注2. 階差をとったため上段は6期間、下段は7期間における47都道府県の統計量である。

3-4. 推計結果

表 3 推定結果

△窃盗発生率	係数	標準誤差	t 値	P値
人口集中度	0.001423	0.002562	0.56	0.579
Δ高校進学率	-0.11734	0.028854	-4.07	0.000 ***
Δ完全失業率	0.234757	0.031677	7.41	0.000 ***
Δ警察官比率	1.045215	0.513217	2.04	0.043 **
Δ精神科外来患者人口比	0.006726	0.004634	1.45	0.148
Δ単身世帯率	0.058815	0.019961	2.95	0.004 ***
2005 年法改正ダミー	0.079088	0.059461	1.33	0.185
定数項	-0.28693	0.129475	-2.22	0.028 **

決定係数

0.342

注)***,**,*はそれぞれ 1%,5%,10%水準で有意であること示す。

3-5. 推計結果の考察

人口集中度 (仮説:係数は正になる。)

有意な結果は得られなかった。通常、犯罪は人口の集中する場所において起こるが、窃盗 (万引き)においては、そうした関係性があるとは言い切れない。

高校進学率 (仮説:係数は正になる。)

先行研究の結果や本稿の予想通り、正に有意な結果となった。

警察官人口比 (仮説:係数の負にも正にもなりうる。)

大竹、小原(2010)の分析では係数は負であったが、本分析では、正に有意な結果が出た。 警察官人口比が大きくなるにつれて万引き犯を検挙する能力が高まったと解釈する。しか し実際には、警察官人口比は犯罪の抑止力になるということが一般論である。つまり、抑止 効果(負の影響)を検挙能力の向上(正の影響)が大幅に上回ったと考えられる。

完全失業率 (仮説:係数は正になる。)

先行研究の結果や本稿の予想通り、正に有意な結果となった。完全失業率が高まるほど、つまり生活困窮型に当てはまる人が増えるほど、窃盗発生率が高まるといえる。

単身世帯率 (仮説:係数は正になる。)

予想通り、正に有意な結果となった。単身世帯率が高まるほど、つまり社会的孤立型に当てはまる人が増えるほど、窃盗発生率が高まるといえる。

精神科外来患者人口比 (仮説:係数は正になる。)

現状分析でも述べたように、平成 26 年版犯罪白書では万引きの背景事情の分類に精神疾 患型を設けていたが、本稿の分析では統計的に有意な結果は得られなかった。精神科外来患 者の中で万引きに関連するとされる摂食障害やアルコール中毒、クレプトマニアなどの割 合が不明であることから、それらの詳細なデータに絞り込むことができなかったことが原 因と考えられる。

4. 政策提言

本節では、現行の犯罪抑止政策について紹介した後、今回の分析結果をもとに新たな政策を提言する。提言に用いる変数は、「完全失業率」である。

実証分析から、完全失業率が高まると窃盗(万引き)発生率が高まることが示された。また現状分析より、無職者は安定就労の者よりも再犯率が高く、保護観察中の失業者は有職者と比較して、4倍の割合で再犯を実行していることが分かっている(図 9)。さらに、世界一安全な日本」創造戦略においても、再犯防止対策をすすめるにあたり、一度罪を犯した者が社会復帰後に安定した生活を送れるようにするためには、「就労の確保」が必要であると述べられており、再犯防止のための喫緊の課題として、犯罪や非行をした人の就労支援に取り組む方向性を示している。また、全国 20 歳以上の 1855 人を対象とした「再犯防止対策に関する特別世論調査(2013) (内閣府)においても、再犯を防止するためにはどのようなことが必要か」という質問に対して、58パーセントが「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」ことと回答している。

以上から、元受刑者が就職し、就労を継続することが、再犯の抑制、犯罪全体の抑制につながると考える。

再犯率 25.0% 20.0% 15.0% 10.0% 有職者 失業者

図9 保護観察中の職の有無別 再犯率

(法務省「平成 24 年版犯罪白書」より作成。)

4-1. 現行の政策

表 4 万引き対策の分類

		犯罪機会論		
	生活困窮型	社会的孤立型	精神疾患型	
未然防止策	・生活保護、	・安心生活	・自助グルー	・防犯カメラ
(厚労省)	・就労支援な	創造事業	プ	・従業員教育
	ど			・見回りなど
再犯防止策	• 地域生活定		・地域生活定	
(警察庁、検察庁、	着支援センタ		着支援センタ	
法務省、厚労省)	<u></u>		<u> </u>	
	・保護観察に			
	おける就労支			
	援			

(各省庁ホームページより作成。)

犯罪原因論に基づく万引き対策

「犯罪原因論」は、犯罪が発生する原因を個人の属性に求めている。よって、「犯罪原因論」の基づいた対策は、個人の万引き要因を排除して万引きを減少させるような取り組みとなる。そのため、対策はそれぞれの個人要因に沿ったものとなるので、対象は限定的である。取り組み例として①地域生活定着センター②安心生活創造事業③自助グループについて説明する。

□地域定着支援センター

厚生労働省は、司法と福祉を連携させる政策を進めている。矯正施設に収容されている 者の中には、高齢や障害、精神疾患によって自立した生活を送ることが困難な者や、帰住 先がない者が多い。そうした退所者は、再犯を実行しやすく、矯正施設に再入所し、更に 地域生活に定着できなくなる場合がある。

この問題に対して、「地域生活定着支援事業」が創設され、高齢、障害などのために福祉的支援を必要とする矯正施設退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受けられるように

するための施策として全国に地域生活定着支援センターの設置が進行している。 現在、同センターは各都道府県に 1 か所ずつ(北海道は 2 か所)設置され、民間に委託されている。主な業務は、対象者に対して保護観察所からの依頼に基づき、対象者の退所後に必要な福祉サービスのニーズを確認し、施設などの斡旋や必要な福祉サービスに係る申請支援を行うコーディネート業務であるが、事業の受託主体は NPO 法人、社会福祉協議会、社会福祉士会など様々であるため、各都道府県によって福祉施設的なものから本来業務のみを行うところまで様々である。

この制度の課題としては、対象者が 65 歳以上の高齢者または身体障害、知的障害もしくは精神障害を有する矯正施設入所者に限定されているため、矯正施設に入らなかった者への働きかけができないことが挙げられている。特に罰金刑などに刑罰がとどまりやすい、万引きなどの罪を犯した者への対応は、制度上できていないということが課題である。

□安心生活創造事業

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業であり、「悲惨な社会的孤立死、虐待などを一例も発生させない地域づくり」を目指している。各地域福祉推進市町村は、この事業の「3つの原則」に基づいた取組みを行う。第1の原則は、「地域において、基盤支援(見守りや買い物支援)を必要とする方々を把握することと、その方々が普段の生活においてどのようなことに困っており、どのようなことを必要としているのかを把握すること」であり、第2に「第1の原則で把握した基盤支援を必要とする方々が、もれなくカバーされる地域の支援の体制をつくること」、第3に「第1、第2の原則を支える、安定的な地域の自主財源確保に取り組むこと」である。例えば、大阪府豊中市では、ひとり暮らしの生活に不安のある高齢者などの自宅に「安心協力員」が定期的に訪問して安否確認を行なったり、緊急時の支援や買い物・宅配などの、安心して暮らす手助けをする応援事業者などを紹介したりという事業を行っている。

□自助グループ

万引き犯罪者の中には、摂食障害やアルコール依存、クレプトマニア(窃盗症)という精神疾患を抱えている者がいる。衝動的に万引きを繰り返す「クレプトマニア(窃盗症)」は精神疾患の一種であり、クレプトマニア患者の約75%は女性であり、そのうちの70%が過食嘔吐という摂食障害を併発している。クレプトマニアを患っている犯罪者へは、刑罰よりも治療が必要であるといわれており、当事者らによって形成された、再犯を防ぐための自助グループが存在する。KA(クレプトマニアクスアノニマス)と呼ばれ、全国に15箇所設置されている)。活動としては、民間グループと協力し、2週間に1回ほどミーティングを開くことで、当事者同士が支え合う場の提供を行っている(図10)。

クレプトマニアの主な自助グループ KA岩手 KAにいがた KA都山(福島) KA群馬 KA埼玉 KA世田谷(東京) KA横浜 〈A名古屋 KA三重 KA平安京(京都) KA大阪 KA兵庫 KAかがわ KA高知 KA広島

図 10 クレプトマニアクス・アノニマスの分布

(『朝日新聞デジタル 2015 年 10 月 6 日』より抜粋。)

犯罪機会論に基づく万引き対策

自治体が主体のものと各店舗が主体のものに分類して説明する。

東京都では、平成 15 年に「万引きは、少年の規範意識の衰退や販売店の経営に影響を与えるなど、大きな社会問題であり、社会全体でとりくむべき」という方針のもと、「東京都万引防止協議会」が発足した。その後、「子供に万引きをさせない連絡協議会」や「東京万引き防止官民合同会議」が設立され、それらによって「万引きゼロの日」の設定や、地域パトロール活動、モデル店舗の認定などが行われている。このような協議会は他の自治体にも存在する。未成年者を対象としていた取り組みから成人も対象とした取り組みへ、官民連携や地域ぐるみの取り組みへ、と規模が拡大してきている。

自治体の取り組みと並行して、店舗でも万引き対策が行われている。「地域の万引き犯罪防止対策:活動報告書」(全国万引犯罪防止機構 2013)では、店舗での万引き対策が紹介されている。防犯カメラの設置や店舗目線から見た防止手引きの作成、マニュアルのビジュアル化、従業員教育などに加えて、地域のボランティアによる店舗内巡回や声掛けなどが挙げられている。これらはいずれも万引きをさせない環境を整備することを目的としている。

以上のように、犯罪原因論と犯罪機会論、さらに犯罪原因論については3類型に基づく 対策が行われている。

4-2. 就労支援策とその課題

生活困窮型に対する政策として、2006年から法務省と厚生労働省が保護観察対象者の就 労支援を行っている。元受刑者が就労し、安定した生活を営むことで社会復帰を果たすよ う支援し、再犯防止を図っている。

保護観察対象者に対する就労支援は、「刑務所出所者に対する就労支援」と「協力雇用 主10に対する支援制度」の二つに分けられる。

前者では、ハローワークにおける職業相談・紹介やセミナー・事業所見学会、職場体験 講習、トライアル雇用、身元保証などを行っている。職場体験講習とは、就業経験の乏し さが原因で就労継続が困難であると懸念される者が5日から1か月以内の間、実際の職場 環境や業務を体験する制度である。職場体験講習を受講した者には、受講援助費として受 講手当及び通所手当が支給されるほか、講習を受託した事業主には、職場体験講習委託費 が支給される。セミナー・事業所見学会とは、適切な就職活動方法を知らない者や職業能 力や適性などの職業に関する自己理解が乏しい者を対象に、社員教育の専門家や協力雇用 主などを講師として、履歴書の書き方や採用面接での注意点などの説明を行い、事業所見 学会では実際の事業所を訪問して職場を見学し、働いている人と対話などをすることがで きる制度である。トライアル雇用とは、支援対象者の職業経験や技能、知識などが乏しい 場合、試用期間を設け、事業主が支援対象者の適性を見極めるとともに、事業主と支援対 象者の相互理解を深め、事業主の不安を軽減し、常用雇用への移行促進を図る制度であ る。事業主には最長3ヶ月間、月額4万円が支払われる。身元保証制度とは、雇用主が安 心して支援対象者を雇用できるよう、就労時に身元保証人がいない支援対象者が雇用主に 業務上の損害を与えた場合などに累計で 200 万円を上限とする見舞金が支払われる制度で ある。また、平成26年2月からは協力雇用主が、矯正施設を指定した上でハローワーク に求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用が開始され、更なるマッチ ングの促進を図っている。

後者では、公共工事の競争入札において協力雇用主を優遇する制度の導入が自治体の間で広がっており、また、厚生労働省は保護観察対象者を雇用し生活指導などを行う協力雇用主に対して最大 72 万円の奨励金を支払っている。奨励金の支給を受けるためには、協

¹⁰ 協力雇用主:保護観察対象者を雇用する意思を持つ企業。企業が所在する都道府県にある保護観察に登録を申請する。

力雇用主の登録をした上で実際に保護観察対象者を雇用していること、保護観察対象者の就労状況等を保護観察所に報告すること、の二つの条件を満たす必要がある。

以上の就労支援策には課題が存在する。第一に犯罪者を実際に雇っている協力雇用主の 数が少ないこと、第二に就労支援を受けた犯罪者の約 6 割が 1 年以内に退職しているとい うことの二点である。

第一の課題は、実際に保護観察対象者を雇用している協力雇用主が極めて少ないことである。2014年時点で保護観察所に登録している協力雇用主は12,600社であり、実際に受け入れを行っている企業は472社に過ぎない。保護観察対象者のうち毎年約9,000人が無職状態で保護観察を終了していることから、協力雇用主の供給が不足していることが分かる。法務省は、2020年の東京オリンピックに向けて、保護観察対象者受け入れ企業を2014年時点の472社を約1500社に増やすことを目指している。しかし、政府は新たな政策を打たなければ、この目標を達成することは極めて難しいという見解を示している。

第二の課題は、協力雇用主のもとで、継続的な就労ができていないことである。就労保護観察所の支援を受け、協力雇用主のもとへ就職した受刑者のうち約6割が1年以内に退職している。保護観察対象者の継続的な就労は再犯のリスクを減らし、社会の安定に貢献する。

4-3. 保護観察対象者初回雇用奨励金の新設

協力雇用主の数が依然として少ない要因として、金銭面でのインセンティブが少ないことが考えられる。現在、企業が協力雇用主となる主なメリットは少額の奨励金・助成金のみである。

実際、法務省矯正局が 1024 社を対象におこなった「刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査(2013)」では、「刑務所等出所後に、国においてどのような支援があれば刑務所出所等を雇用することができるか」という質問に対して、444 社が「保護観察対象者を雇用した際の金銭的支援」と回答している。

また、「再犯防止対策に関する特別世論調査(2013)」(内閣府)においても、「国や地方公共団体は協力雇用主に対してどのような支援をすべきだと思うか」という質問に対して、約半数が「給与の一部助成や雇用奨励金の支給」といった金銭的支援と回答している。

そこで、協力雇用主の数を増加させる政策として、新たな助成金の設置を提案する。 はじめに、現行の保護観察対象者の受け入れ企業を増加させるための奨励金・助成金について説明し、同様の取り組みをおこなっている、障害者就労支援対策としての奨励金・助成金と比較をおこなう。それを参考に、保護観察対象者に対する奨励金・助成金制度を新設する試みである。

まず、保護観察対象者を雇用した際に企業に支給される奨励金・助成金については、刑務所者など就労奨励金制度の枠組みとして支給されるもので、就労・職場定着支援金と就労継続奨励金の2つがある。就労・職場定着奨励金は、刑務所出所者などを雇用した場合、最長6か月間月額最大8万円支給され、また就労継続奨励金は、刑務所出所者などを雇用して6か月後、3か月ごとに2回、最大12万円支給されるものである。他には、4-1で示したように、トライアル雇用制度においては最長3か月間最大12万円、職場体験講習の実施においては最大2万4000円が支給される。つまり、1年間雇用をした場合、最大74万4000円が奨励金や補助金として支給されることにある。

ここで、厚生労働省による障害者雇用対策の助成金や奨励金と保護観察対象者の就労支援対策のそれを比較する(表 5)。

まず、障害者職場定着支援奨励金は、中小企業では1人あたり4万円、大企業では1人 あたり月3万円が支給され、2年間継続する。つまり、保護観察者に対する刑務所出所者 など就労奨励金制度では、最初の半年のみ1か月ごとに定額が支給され、半年経過後は2 回支給があるのみで、1年間で支給期間は終了するが、障害者に対する定着支援制度では 2年間にわたって定額が支給されていることとなる。

さらに、障害者トライアル雇用奨励金については、最長3か月1人あたり月最大4万円が支給されており、保護観察対象者の場合と同期間・同額である。そのほか、中小企業障害者多数雇用施設設置など助成金や企業在籍型職場適応援助促進助成金などは、障害者を新たに雇用する際に設備面での改装が必要になるという、障害者雇用特有の助成金であるため、今回は考慮しない。

このように、対象者の試用、雇用そして定着を図るための支援金や奨励金は、保護観察 対象者、障害者ともに存在するが、保護観察対象者の雇用においては、障害者の雇用にお ける「障害者初回雇用奨励金」にあたるものが存在しない。

表 5 奨励金・助成金の種類

	保護智	見察者	障害者		
初めて雇用			障害者初回雇用奨励金	120万	
試用	トライアル雇用制度	3か月最大12万円	障害者トライアル雇用 奨励金	3か月最大12万円	
定着	就労・職場定着支援金 就労継続奨励金	半年で48万+3か月ご とに12万×2	障害者職場定着支援奨 励金	中小企業:2年96万(月 4万) 大企業:2年72万(月3 万)	

(厚生労働省、法務省 ホームページより作成。)

そこで、「保護観察対象者初回雇用奨励金」の新設を提言する。

上記のように、就労支援制度の課題の一つは、実際に保護観察対象者を雇用している協力雇用主の数が少ないことである。その理由として、保護観察対象者を初めて雇用する際の奨励金を設置することで、実際の雇用に至るまでの障壁が緩和されると考える。奨励金の金額は障害者初回雇用奨励金と同じ120万円とし、保護観察対象者の雇用人数が全従業員数の2%を達成した場合に、支給するものとする。

実現可能性については、中小企業については全従業員数の2%は1~5人程度であり、支給される奨励金の額を踏まえると妥当である。大企業については、雇用すべき保護観察対象者の数は6人~それ以上であるが、事業規模の大きさをふまえると、雇用すべき保護観察対象者の数はそれほど大きな数ではないと考えられる。さらに、近年、犯罪者が社会復帰をした後の雇用を安定させ、治安の維持に努めることは社会発展の基盤であるという認識を広めるべきであることを考えると、企業における保護観察対象者の就労支援は企業の社会的責任(CSR)として取り組むことに意義があると考える。

4-4. 保護観察者就労継続支援金

平成 24 年版犯罪白書の保護司に対する「保護観察対象者の就労に関するアンケート」では、就労を継続できない理由のうち該当率が高い項目として、「対人関係能力など」、「生活習慣」が挙げられている(図 11)。また、就労安定のために特に必要な支援として、「家族・保護者などの監督協力」、「雇用主や同僚の理解」、「保護観察終了者も受けられる公的相談など支援」、「就労支援などの情報提供」、「マナー・勤務姿勢指導」、「雇用主への経済的補助・支援」が挙げられている(図 12)。

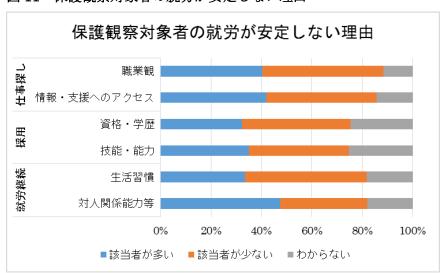


図 11 保護観察対象者の就労が安定しない理由

(法務省「平成 24 年版犯罪白書」より作成。)

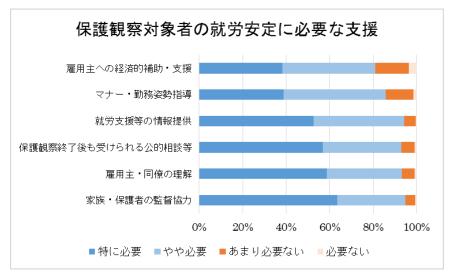


図 12 保護観察者の就労安定に必要な支援

(法務省「平成24年版犯罪白書」より作成。)

現在では、上記アンケート結果に対応する政策として、一部の保護観察所で「更生保護 就労支援モデル事業」が実施されている。更生保護就労支援モデル事業とは、雇用に関す るノウハウや企業ネットワークなどを有する民間団体が国から委託を受けて更生保護就労 支援事業所を設置し、専門的な知識や経験を持つ就労支援員が、関係機関などと連携して 職場定着を支援するものである。この事業は保護観察期間に限られるものの、就労に関す る新たな支援形態を提示しているといえる。

また矯正施設においては、対人関係能力の向上のために、矯正施設外でのボランティア活動などを取り入れ始めている。さらに、受け入れ企業への金銭的な補助にも政府として取り組んでおり、様々な視点から政策が実行されている。

保護観察対象者の約6割が1年以内に退職している要因の一つは、保護観察対象者を雇用した場合に、就労職場定着支援金として受けられる補助が1年のみで終了してしまうことであると考える。

雇用主が保護観察所に保護観察対象者の就労状況などについて報告することは、支援金を受給している期間のみでよいため、1年を過ぎた後は、保護観察所と企業との連携が不十分になってしまう。つまり、支援金支給終了後、国が保護観察対象者の就労状況を把握し、就労困難となった場合に対策を講じ、また保護観察所などがサポートをおこなうことは困難である。

加えて、協力雇用主が保護観察対象者を雇用するインセンティブは1年間のみであることから、職場定着には1年という期間が十分であるという印象を与えてしまう。

また、9か月、12か月到達時点でそれぞれ3か月分を一括で奨励金を支給することに妥当性はないと考える。実際、障害者を雇用する場合の定着支援金は、保護観察対象者の支援金と比べて毎月額は低い反面、2年間という長期間に渡って支給されている(中小企業計96万円、大企業計72万円)。

そこで、保護観察対象者の就労職場定着支援金と就労継続奨励金を併合し、「保護観察者就労継続支援金」と名付け、2年間毎月1人当たり3万円(合計72万円)支給するように制度を変更することを提言する。

毎月一定額を2年間にわたり支給することで、①より長い期間にわたって、保護観察所と雇用企業との連携がはかられることで、保護観察対象者の就労継続のサポートが可能になり、②保護観察対象者の職場定着には時間がかかるということを、雇用企業に対して印象づけることができると考える。

4-5. 政策の効果と実現可能性

一つ目の提言「保護観察者初回雇用奨励金」の新設により、協力雇用主に保護観察対象者を雇用するにあたり金銭的インセンティブが与えられるため、雇用における最初の障壁が除去されると考える。これにより、協力雇用主の数が増加し、刑務所出所後に職がない者の数が減少する。二つ目の提言「雇用主への経済的補助・支援政策」によって、保護観察対象者が職場に定着するには時間がかかることへの理解を企業から得られるとともに、より長い期間にわたって、保護観察対象者が保護観察所や福祉機関からのサポートを受けることができる。これにより、保護観察対象者が就労を継続することが可能となる。

よって、これら2つの提言から、刑務所出所直後に職がない者と、就労継続ができず結果的に無職者となる者の数を減らすことができると考える。再犯の大きな要因である失業者の数を減少させることになるので、政府が方針として掲げている再犯防止に貢献できるといえるだろう。

続いて、実現可能性について述べる。

「世界一安全な日本」創造戦略では、再犯防止のためには保護観察対象者の安定した雇用が重要であり、「協力雇用主への支援強化をおこなう」という方針を掲げている。提言した政策は、この政府の再犯防止についての方針と一致していることからも、実現可能性は高いと考える。また、「再犯防止対策に関する特別世論調査(2013)」(内閣府)において、約6割が「過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべき」であると回答していることからも、この政策は、国民の理解を得ることができ、実現可能性はあるといえるだろう。

また、中小企業については全従業員数の 2%は 1~5 人程度であり、支給される奨励金の額を踏まえると妥当である。大企業については、雇用すべき保護観察対象者の数は 6 人~それ以上であるが、事業規模の大きさをふまえると、雇用すべき保護観察対象者の数はそれほど大きな数ではないと考えられる。また、政府が保護観察対象者の就労を確保することの必要性を、方針として述べていることからも、保護観察対象者の就労支援は企業の社会的責任(CSR)として取り組むことに意義があるといえる。

おわりに

本稿は、「世界一安全な国」創造戦略の方針にそって万引きの再犯を問題視し、「万引きの再犯要因は何か」を検証目的として研究をおこなった。刑務所出所者の就労支援制度を拡充することで、再犯率の高い失業者の数を減らすことができ、再犯防止に貢献すると考えた。最後に、本稿の限界を2点述べる。まず、万引きの再犯要因を分析するにあたり、データ制約の都合上、被説明変数に「窃盗発生率」を使用した。窃盗の多くを万引きが占めること、

発生率の中には再犯の発生率も含まれていることから、代替変数として使用したのだが、より精密な分析をおこなうには、「万引きの発生率」を使用するべきである。 二点目に、犯罪機会論に関する変数として、「警察官人口比」を使用した。分析結果より、

一点目に、犯罪機会論に関する変数として、「警察官人口比」を使用した。分析結果より、 警察官は犯罪の機会を除去するような監視の役割を果たすのではなく、犯罪の取り締まり の強化に貢献したと考察した。犯罪機会論に関する変数としては、「店舗あたりの従業員数」 や「面積当たりの防犯カメラの数」といった直接的に監視の役割を果たすようなものを使用 するべきであったと考える。

最後に、本提言が刑務所出所者の社会復帰を可能にし、「世界一安全な国、日本」の実現 に貢献することを願って、本稿を締めくくる。

参考文献

主要参考文献

Becker Gary S., (1968), "Crime and Punishment: An Economic approach," *Journal of Political Economy*, 76: 169-217.

Tsushima Masahiro, (1996), "Economic Structure and Crime: The Case of Japan," Journal of Socio-Economics, 25: 497-515.

大竹文雄・小原美紀(2010)「失業率と犯罪発生率の関係-時系列および都道府県別パネル 分析-」『犯罪社会学研究』35 号、54-71.

尾田清貴(2014)「高齢者による万引きの防止に向けた一考察」『日本法學』80 号、397-435.

坂井昭宏(2012)「排除か共生か―高齢万引き再犯者への対応」『桜美林論考人文研究』3 号、1-17.

引用文献

榎宏朗・細井隆文・小泉洋子・片平洌彦(2011)「犯罪の抑止変数に関する統計的検討-警察庁統計と社会保障・社会福祉の指標を用いた重回帰分析の結果より-」『東洋大学社会福祉研究』4号、31-38.

片平洌彦(2010)「「安全・安心」な福祉社会形成のあり方(第2報)-犯罪と社会福祉・社会保障との関係に関する文献的考察-」『福祉社会開発研究』3号、29-33.

小宮信夫(2005)「子どもの安全をどう守るかー犯罪機会論と地域安全マップ」『刑政』 116 号、70-79.

小宮信夫(2005)『犯罪は「この場所」で起こる』光文社.

津島昌寛(2010)「貧困と犯罪に関する考察—両者の間に因果関係はあるのか?一」『犯罪社会学研究』35号、8-20.

内閣府(2012)「治安に関する特別世論調査」, 最終閲覧日 11 月 11 日<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h24/h24-chian.pdf>.

法務省(2016)「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会報告資料」, 最終閲覧日 11月 11日 < http://www.moj.go.jp/content/001170805.pdf >.

和田彰(2005)「摂食障害患者における衝動行為の特徴について」『大阪市医学会雑誌』54号、127-135.

データ出典

警察庁(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「犯罪統計」, 最終閲覧日 11 月 11 日https://www.e-

stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?gaid=GL02100102&tocd=00130001 >.

厚生労働省(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「病院報告」, 最終閲覧日 11 月 11日http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030749.

静岡県(2014)「万引き被疑者へのアンケート集計結果」, 最終閲覧日 11 月 11 日 < https://www.pref.shizuoka.jp/police/kurashi/higai/mijika/manbiki/documents/anketo.pdf >.

全国万引犯罪防止機構(2003)「万引被害実態調査アンケート結果(修正版)」, 最終閲覧日 11 月 11 日 < http://www.manboukikou.jp/archive/13/b_1.pdf >.

全国万引犯罪防止機構(2016)「第 11 回全国小売業万引被害実態調査」, 最終閲覧日 11 月 11 日< http://www.manboukikou.jp/pdf/situation274.pdf >.

総務省(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「国勢調査」,最終閲覧日 11 月 11 日 < https://www.e-

stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?gaid=GL02100102&tocd=00200521 >.

総務省(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「地方公共団体定員管理調査」, 最終閲覧日 11月 11日<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin/>.

総務省(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「労働力調査」,最終閲覧日 11 月 11日http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000000110001.

内閣府(2013)「再犯防止対策に関する特別世論調査」

法務省「協力雇用主パンフレット」, 最終閲覧日 11 月 11 日 http://www.moj.go.jp/content/001146723.pdf>.

法務省「平成 24 年版犯罪白書」, 最終閲覧日 11 月 11 日 http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html.

法務省「平成 25 年版犯罪白書」, 最終閲覧日 11 月 11 日 http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/60/nfm/mokuji.html.

法務省「平成 26 年版犯罪白書」, 最終閲覧日 11 月 11 日 < http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/61/nfm/mokuji.html>.

法務省「平成 27 年版犯罪白書」, 最終閲覧日 11 月 11 日 http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/mokuji.html.

法務省矯正局(2013)「刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査」

文部科学省(1980, 1985, 1990, 1995, 2000, 2005, 2010)「学校基本調査」,最終閲覧日 11月 11日">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=0000001011528>">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewCist.go.jp/SG1/estat/NewCist.go.jp/SG1/estat/NewCist.go.jp/SG1/estat/New